

小学校6年生までの医療費が無料に

今期定例会では、条例や補正予算など25件の議案を審議しました。
 ここでは、「笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例」について、
 改正内容と審査の経過・結果をお知らせします。

■医療福祉制度とは

医療福祉制度（マル福）は、乳幼児（0歳から就学前）、妊産婦（対象疾病に限る）、ひとり親家庭、重度心身障害者等の方が、必要とする医療を安心して受けられるように健康保険を使って医療機関にかかった場合の自己負担分についてその一部または全部を公費で助成する茨城県内共通の制度です。
 経費は、茨城県と笠間市で半分ずつ負担しています。

■主な改正の内容

①茨城県の制度改正
 現在の乳幼児（0歳から就学前）への支給対象が、小児（小学3年生まで）に変わります。これに伴い、笠間市も経費の半分を負担することになります。

医療福祉制度の改正概要

改正箇所	区分	保険者負担	公費負担分
現行制度	乳幼児	0歳～就学前	8割 県（1/2） 市（1/2）

今回改正	県の制度改正		0歳～就学前	8割	県（1/2） 市（1/2）
	笠間市の改正 独自の改正	小児	小学1～3年生	7割	
		児童	小学4～6年生	7割	笠間市 全額負担

②笠間市独自の改正

支給対象に児童（小学4年生から6年生）を加えます。この部分は、笠間市独自の制度となりますので、経費は笠間市が全額負担することになります。

③施行期日

この制度改正は、平成22年10月1日から適用されます。

審査の経過・結果

①議案提案

定例会初日の6月1日に「笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例」が市長から議案として提案されました。

②議案質疑・委員会付託

6月3日の本会議で議案に対する質疑を行い、議案の審査を文教厚生委員会に付託しました。

③文教厚生委員会での審査

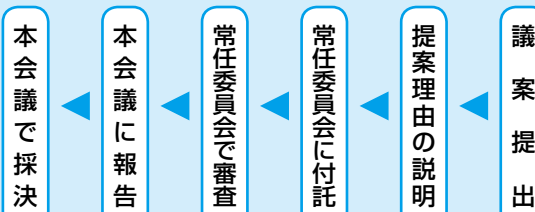
6月8日に担当部課長などの出席を求め、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査過程では、条例改正により増加する該当者の数や費用などについての質疑がありました。審査の結果、文教厚生委員会では、「笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例」を全員賛成で可決しました。

④採決

定例会最終日の6月16日に文教厚生委員会委員長の報告を受け、本会議で採決を行いました。採決の結果、全員賛成により、当該条例を可決しました。

標準的な議案審査の流れ



常任委員会への付託は行われない場合もあります。

文教厚生委員会

Q：医療福祉制度の改正により、増加する経費と対象者数はどのくらい見込んでいるのか。

A：1～3年生が、2,217人で、750万円。
 4～6年生が、2,178人で、350万円を見込んでいる。

全員賛成で、可決しました。

人事案件

今期定例会で次のとおり決まりました。

常任委員会 文教厚生委員会委員	飯田 正憲
笠間市選挙管理委員会	委員 内海 光久 委員 植田 忠男 委員 芳賀 文十郎 委員 田中 恵子 補充員 廣瀬 忠 補充員 仲田 行雄 補充員 横倉 正行 補充員 仲田 正
笠間市教育委員会	委員 飯島 憲勇 委員 平澤 憲次
笠間市監査委員	石川 享
笠間市等公平委員会	委員 塩田 満夫
人権擁護委員候補者	坪井 敬二 塩畑 泰子 前川 幸夫

意見書

今期定例会において、下記の意見書を可決し、関係機関に送付しました。

農業農村整備事業の予算確保等に関する意見書

国の平成22年度予算における農業農村整備費は、前年度比63.1%の削減という大変厳しい数値となっている。この予算削減が及ぼす影響は、現在施工中の土地改良事業はもとより、今後の農業、そして地域全体にも悪影響を及ぼすことが懸念される。土地改良事業は農業振興の重要な政策の一つとして位置づけられており、国・県営等の事業を活用し、圃場整備やかんがい排水事業等の生産基盤整備を進めるとともに、安定した農業経営を確保するために担い手の育成を進めるなど積極的に事業展開してきた。

また、土地改良事業は農業の生産基盤づくりだけではなく、農地や農村を災害から守るとともに、国土の保全や水源の涵養など、多面的機能も兼ね備えている。さらに、長年にわたり築きあげた農家や集落の協働体制・自治体制によって進められ、農村地域をつくっていく上でも大変重要な事業であると考えている。

このように、将来の農業の発展を図るには、土地改良事業を積極的に推進する必要がある。土地改良事業費の大幅削減は、容認できるものではない。

よって、国会並びに政府においては、土地改良事業予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年6月16日

(意見書提出先) 笠間市議会議長 市村 博之
衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 副総理大臣 財務大臣 国家戦略担当大臣 内閣官房長官

「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書

今日、選択的夫婦別姓に関する国民世論は分かれており、国民的合意には至っていません。また、三世同居の減少など家庭をとりまく環境が変化し、離婚の増加、児童虐待等、家族の絆が希薄になっており、これらを憂う立場から伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強くあります。

本来、民法は家族を保護する為の基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護しているものであります。

しかし、選択的夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、ひいては、離婚が容易に出来る社会の形成に繋がることが懸念されます。のみならず親子別姓や場合によっては兄弟別姓をもたらすこともあり、子どもの心に取り返しつかない傷を与えることになりかねません。子どもに与える影響を鑑みれば我が国の将来に大きな禍根を残すことになると危惧するものであります。

家庭の重要性が叫ばれる今日、むしろ必要なのは社会と国家の基本単位である家族の一体感の再認識であり、家族の絆を強化する施策ではないでしょうか。

一部の働く女性から旧姓使用を求める声もありますが、これについては、民法を改正する必要はなく、各分野の運用面での対応等で、現実的方策による解決を図るべきであります。

以上の内容を踏まえ、政府に、婚姻制度や家族の在り方に極めて重大な影響を及ぼす「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月16日

(意見書提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 笠間市議会議長 市村 博之